

座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、座間市マスコットキャラクター「ざまりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 市長は、市民等へのざまりんの認知、接触機会を増やすことで、ざまりんの認知度の向上及びざまりんへの親近感の増強を促し、もってシティプロモーション、郷土愛の醸成、本市のPRを推進することを目的として、次の各号に掲げる者（以下「団体等」という。）に着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 市内の法人その他の団体
- (2) 市の特別職又は市職員が公務として出席する市外のイベントの主催者
- (3) 市が後援する市外のイベントの主催者

(貸出しの申請等)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「使用者」という。）は、座間市物品取扱規則（規則第15号）第22条に規定する物品借用申請書及び別紙（第1号様式）（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の期間は、原則として使用希望日の属する月の3箇月前の初日から使用希望日の7日前までとする。

(貸出しの承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、受付順にその内容を審査し、貸出しの可否を「ざまりん」着ぐるみ貸出し承認通知書（第2号様式）（以下「承認通知書」という。）により、使用者に通知するものとする。

2 市長は、申請書等の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しの承認をするものとする。

- (1) 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」使用に関する要領第3条第1項各号の規定に該当するとき
- (2) 「ざまりんのキャラクター性格・動きの設定」に合致しない等、キャラクターの信用、品位、イメージ等を損なうおそれがあるとき
- (3) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき
- (4) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれがあるとき
- (5) 営利目的の活動のみに使用するとき
- (6) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき
- (7) 先約がある、修繕中により貸し出す着ぐるみがない等、事務執行の都合上貸し出すことができない場合

(8) 着ぐるみ着用者の身長が150cm～165cmより著しく異なるとき

(9) その他、市長が不適當な使用と認めたとき

(貸出しの期間)

第5条 着ぐるみの貸出しの期間は、原則として5日間以内とする。

(費用の負担)

第6条 着ぐるみの貸出しは、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用方法のみに使用すること。

(2) 貸出しの期間及び返却日を守ること。

(3) 着ぐるみの搬出と搬入は使用者が行うこと。

(4) 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。

(5) 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」のイメージを損なう使用をしないこと。
なお、イメージは別表のとおりとする。

(6) 着ぐるみの使用によって発生した事故等については、使用者の責任で適切に処理すること。

(7) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(貸出しの承認取消し)

第8条 市長は、使用者が着ぐるみを使用するに当たり、次の各号に掲げるときは、「ざまりん」着ぐるみ貸出し承認取消し通知書（第3号様式）により貸出しの承認を取り消すことができる。

(1) 前条に違反していると認めるとき

(2) 急な修繕、破損等により貸し出す着ぐるみがなくなったとき

2 前項の規定により貸出しを取り消された者は、貸出し承認取消し通知があった日以後、着ぐるみを使用してはならない。

3 使用者は、第1項の規定により貸出しの承認を取り消された場合、使用者に損害が生じても市長は、その責任を負わない。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、市長の指示に従い、修理、修復、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

(市長の責任)

第10条 着ぐるみの使用により使用者が受けた被害又は使用者が第三者に与えた損害に対して市長は、一切その責任を負わない。

(その他の事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙（第1号様式（第3条関係））

団 体 名		
団体代表者職氏名		
イ ベ ン ト 名		
イ ベ ン ト 内 容	※内容が分かる資料、チラシなどを添付	
使 用 方 法	※ざまりんの役割を記入	
使 用 場 所		
着ぐるみ着用者の身長	c m ※原則150cm～165cm	
連 絡 先	担当者：	連絡先：
添 付 書 類	1 企画書等（開催日時、場所、内容、スケジュールが分かるもの） 2 その他参考になるもの	

本申請に当たり、以下について誓約します。

- 1 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ貸出要領を遵守します。
- 2 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ使用マニュアルを遵守します。

※ 上記内容を確認の上、ざまりんのホームページ等でざまりんのスケジュールとして掲載することがあります。

年 月 日

「ざまりん」着ぐるみ貸出し承認通知書

様

座間市長

年 月 日付けで申請のありました、「ざまりん」着ぐるみの貸出しについて、次のとおり決定しましたので通知します。

許可内容

- 1 決定区分 承認
 不承認

(理由:)

使用条件

- 1 申請書等のおりに使用すること。
- 2 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ貸出要領を遵守すること。
- 3 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ使用マニュアルを遵守すること。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

「ざまりん」着ぐるみ貸出し承認取消し通知書

様

座間市長

年 月 日付けで通知しました、「ざまりん」着ぐるみの貸出しの承認については、次の理由により取り消します。

取消理由：

別表（第7条関係）

マスコットキャラクターのイメージ

「ざまりん」は55万本咲くひまわり畑で生まれたひまわりの妖精。

頭はひまわりの花びら、体はひまわりのタネ。

「ざまりん」のぽっこりお腹には、夢と希望の種がいっぱい詰まっているから、おなかにタッチするといいことがあるかも。お腹はぽっこりでも意外と動けるのが自慢だよ♪
全国のみんなに座間市の魅力をお届けしているよ☆

名 前：ざまりん
誕生日：11月3日
住 所：市内のひまわり畑
性 別：不明（妖精に性別はない？）
趣 味：日光浴、お絵かき
特 技：ダンス、一輪車

